

# 環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成22年10月29日

川崎市環境影響評価に関する条例第19条に基づき「(仮称)川崎製作所工場建替事業」に係る条例環境影響評価準備書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	三菱化工機株式会社 川崎市川崎区大川町2番1号 取締役社長 山中 菊雄
	指定開発行為の名称	(仮称)川崎製作所工場建替事業
	指定開発行為の種類	工場又は事業所の新設(第3種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市川崎区大川町2番1号
	指定開発行為の目的	工場の建替え
	指定開発行為の内容	区域面積:約51,843㎡ 建築面積:約19,686㎡ 延べ面積:約36,740㎡
	指定開発行為の施行期間	着手予定:平成23年1月 完了予定:平成28年4月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間:平成22年10月29日(金)から 平成22年12月13日(月)まで (土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。) 時間 川崎市:午前8時30分から午後5時まで 横浜市:午前8時45分から午後5時15分まで
	縦覧場所	川崎市:川崎区役所、川崎区役所田島支所及び本庁(環境局環境評価室) 横浜市:鶴見区役所及び環境創造局企画部環境影響評価課
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>縦覧中の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。</li> <li>提出された意見書は個人情報伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。</li> </ul> <b>【意見書の提出】</b> 提出期限:平成22年12月13日(月) (郵送の場合は、平成22年12月13日消印有効) 提出先:川崎市環境局環境評価室 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2156 <a href="http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm">http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm</a>